

政府保証第56回住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）

発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第56回住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）
2. 債券の総額 金200億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本機構債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 各機構債券の金額 10万円
5. 利 率 年3.285パーセント
6. 発行価額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本機構債券の元金は、令和18年10月21日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、令和9年2月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月25日及び8月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本機構債券総額200億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担保 本機構債券の債権者は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、独立行政法人住宅金融支援機構の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申込期日 令和8年10月8日
13. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第16号の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。
14. 払込期日 令和8年10月21日
15. 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行
16. 引受並びに募集の取扱者
株式会社みずほ銀行（代表）
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社SBI新生銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社あおぞら銀行
株式会社広島銀行
株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行
株式会社足利銀行
株式会社山口銀行
株式会社北陸銀行
株式会社常陽銀行
株式会社千葉銀行
株式会社福岡銀行
株式会社百五銀行
三井住友信託銀行株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社北洋銀行
株式会社京葉銀行
株式会社東日本銀行
信金中央金庫
城南信用金庫
農林中央金庫
大和証券株式会社（代表）
SMB C日興証券株式会社
野村證券株式会社
みずほ証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
17. 振替機関 株式会社証券保管振替機構